

令和7年
3月 舟橋村議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月11日（火曜日）

議 事 日 程

令和7年3月11日 午前10時00分 開議

- 日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第1号から議案第16号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）
- 日程第2 陳情について
（常任委員会付託）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	小杉知弘
2番	古川元規
3番	加藤智恵子
4番	田村馨
5番	森弘秋
6番	竹島貴行
7番	前原英石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	渡辺光
教育長	土田聡
総務課長	山崎貴史
生活環境課長	田中勝

会 計 管 理 者 林 輝
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹

午前10時00分 開議

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和7年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第1号から議案第16号まで

○議長（古川元規） 日程第1 議案第1号 令和7年度舟橋村一般会計予算から議案第16号 学習者用等端末の取得についてまで16件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（古川元規） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を継続します。

小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 1番小杉知弘です。

質問の前に、先月末より岩手県大船渡市で発生しておりました山火事ですが、一昨日に鎮火、昨日、避難指示が全面的に解除となりました。鎮火と避難指示解除の発表を聞いて安心したところではございますが、被害に遭われた方、約2週間の避難生活を送られた方にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興を祈念いたします。

それでは、本日は通告どおり2点の質問をさせていただきます。

まず、带状疱疹の予防接種費用の助成の拡充について、ご所見を伺います。

带状疱疹とは、体の左右どちらかの神経に沿って、痛みを伴う赤い発疹と水ぶくれが多数集まって帯状に生じる、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。

日本人の成人90%以上の体内に潜んでおり、加齢や疲労、ストレスで免疫機能が下がると、ウイルスが活性化して带状疱疹を発症することがあります。

50歳代から発症率が高くなり、80歳までに何と3人に1人が発症すると言われおり、発症すると夜も眠れないほど激しい痛みが出る場合もあるようです。また、後遺症として带状疱疹後神経痛になる方も多く、人によって差はあるようですが、数か月間、軽く触れただけでも痛みを感じることもあり、日常生活への影響が出ることもあるよう

です。また、それ以外にも、視力低下や失明に至ることがあったり、目まいや耳鳴り、難聴などの後遺症も報告されています。

そんな帯状疱疹の予防接種ですが、50歳以上の方は、帯状疱疹を予防するためのワクチン接種も効果があるようです。

こちらのワクチンについて、今までは任意接種でしたが、来年度から国の施策により65歳の方については帯状疱疹の予防接種が定期接種に切り替わるようです。しかし、改正に伴い、節目の年齢ではない、例えば現在66歳の方は70歳になるまで助成を受けられなくなってしまいましたし、経過措置後の2030年以降は、65歳での接種機会を逃してしまうと、以降、助成がないような状況です。

今回の変更に合わせて、64歳以下の方への助成内容も見直されているようですが、周辺の行政と同様の内容のようです。

村長より、本定例会冒頭に提案理由説明で、4つの政策方針の一つである「高齢者にも安心な村づくり」に沿って各種施策や事業に取り組んでいかれるとお話があったと記憶しています。周辺行政と足並みをそろえるだけではなく、本村独自の助成なり制度をつくってもよいかと思います。

帯状疱疹の発症またはその重症化の予防及び蔓延防止により、村民の皆様の健康保持を図るとともに、より一層の助成の拡充を求めたいと存じますが、ご所見を伺えればと存じます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

2点目は、災害時の避難所の環境改善のための施設整備、災害協定の現状と水循環型シャワーの設置について、ご所見を伺います。

渡辺村政になって各方面との災害協定が結ばれたというニュースをよく耳にするようになりました。災害時に各所から支援が受けられるのは非常に心強く感じているところではございますが、広域の災害となった場合、協定を結んでいても、協定先が被災していたり、物資が届かなかったりといった事象が起こることも想定されます。

そういった意味で、共助の輪を広げつつも、自助について考えていくべきだと感じます。

近年、災害関連死を減らすために「TKBS」が大切であると言われるようになりました。トイレ、キッチン、ベッド、シャワーの頭文字を取ってTKBSと言われておりますが、新潟県中越地震被害者に行った、被害者が必要とした支援に関するアンケート

の1位は、トイレやキッチン、ベッドではなく、入浴だったそうです。災害の規模や被害の状況、避難の期間によってこれらは変わってくるものだと思いますが、自衛隊による入浴支援だけでは、設置数や避難所からの距離、設置期間に課題があり、自衛隊の活動だけではカバーし切れないというのが災害時の入浴支援の状況のようです。

そんな入浴支援ですが、去年の能登半島地震では自律制御型のポータブル水再生システムを活用したシャワーが、自衛隊よりも早い1月4日から稼働していたそうです。この水循環型シャワーについては、富山県の令和6年能登半島地震災害対応検証報告書でも言及されていますし、先月21日には富山県が県内4か所に水循環型のシャワーを備蓄することを決めたという報道も聞いています。

また、能登半島では100基のシャワーユニットが稼働していたそうですが、全て石川県が保有していたのではなく、循環型シャワーを保有していた企業や行政が支援することで成り立ったそうです。魚津市が昨年3月にトイレトレーラーを導入し、輪島に派遣したことが話題となりましたが、自助にも共助にもなる非常にすばらしい取組だと感じました。

本村におきましても、ポータブル式循環型シャワーユニットを導入することで、村民の避難環境の向上はもとより、周辺行政への派遣、さらには災害協定を結んでいる企業への派遣など、共助においても貢献できると考えます。

以上2つ目の質問になりますが、災害時の避難所の環境改善のための施設整備、災害協定の状況及び今後の展望などについて、ご所見を伺えればと存じます。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 1番小杉議員の、帯状疱疹の予防接種費用の助成の拡充について並びに災害時の避難所の環境改善についてのご質問に回答をさせていただきます。

まず初めに、帯状疱疹ワクチン予防接種については、令和7年4月1日より65歳以上の高齢者を対象に定期接種化されます。80歳以上の方の発症率が高いですが、接種が可能な50歳以上の罹患者の約2割には、治癒後に長い痛みが残る可能性があると言われています。

定期接種化された場合でも、50歳から64歳のはざまの年齢の方に安心・安全に生活いただけるよう、村として任意接種の補助を継続してまいります。

帯状疱疹ワクチンは2種類あり、生ワクチンの場合は1回接種、組換えワクチンの場合は2回接種となっており、生ワクチンは8,000円から1万円程度で接種できるの

に対し、組換えワクチンは1回の接種で約2万円かかります。

本年度まで、どちらのワクチンを接種した場合でも、1回限り5,000円の補助としておりました。

令和7年度からの定期接種におけるご負担に関しては、生ワクチン接種の方は2,700円の自己負担、組換えワクチン接種の方は1回7,000円の自己負担をお願いするものとなっております。

任意接種に関しては、他市町の費用助成の状況やワクチン接種にかかる費用を鑑み、生ワクチンは現状と変わらず、上限5,000円の補助とし、組換えワクチンについては、1回の接種につき上限1万円、2回の補助とします。

3月号広報の9ページに掲載させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。重ねて、定期接種の対象となる方については、ぜひ接種の検討をお願い申し上げます。

そして、今ほど質問にございましたこの65歳以上の定期接種外の方に対しての補助に関しては、ご指摘のとおり、盲点であったというふうに今ほど受け止めました。

令和7年度中にそういった定期接種を受けられなかった方かつ65歳以上の方に対しての補助の検討を行いたいというふうに考えております。

続きまして、災害時の避難所の環境改善についてのご質問に回答をさせていただきます。

今ほどお話にありましたとおり、この水循環型シャワーのお話に関しましてになりますが、現在、過去の災害の教訓から、避難所におけるトイレ、キッチン、ベッド、シャワー設備の重要性は明らかになってきております。

当村においては、災害時連携協定において避難所における簡易ベッドの確保についてはおおむね担保ができているものと考えておりますが、そのほかトイレ、キッチン、シャワー設備については未着手となっております。

議員ご指摘の水循環型シャワーについては、水を循環再利用するという点においては災害発生時におけるインフラの断線等による水不足の状況下においても、少ない水量でシャワーの使用が可能となることから、その優位性は認識しております。

災害発生時避難所の環境整備については、今後も継続して整備を図ってまいりたいと考えておりますが、シャワーのみならず、そのほかトレイ、キッチン設備のプライオリティーを検討しながら、かつ効果的な交付金や有利な起債等可能であれば、速やかに設置を検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解の

ほどお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） 7番前原です。今回、2点について通告しておりますので、通告順に質問してまいりますので、真摯な答弁をご期待しております。

それでは、まず最初に、蛍光灯、水銀灯のLED更新について質問をいたします。

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプ（住宅、事務所、工場、店舗、作業場、街路灯等で一般的に使用されている蛍光ランプ）を、その種類に応じて2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されております。

本村においても、2027年末までにLEDに更新することが求められていると考えますが、役場、学校、会館、図書館、関係施設において、それぞれの更新完了の状況については何%ほど進んでいるのでしょうか。施設ごとに把握をされているのでしょうか。

未更新の照明については、2027年に向け、残された期限内に全て更新可能なのか。今後の更新計画等があれば、そのロードマップを示していただきたいと思っております。

また、全ての蛍光灯のLED更新が不可能な場合は、期限前に交換用ランプを確保しなければならないと思っておりますが、各種ランプの価格については値上がりをしている状況にあります。

また、仮に電気使用料金が100万円だとすれば、蛍光灯からLEDに変えることによって20万円程度まで抑えられるとも言われています。

現在、本村のそれぞれの電気料金は各どれだけかかっているのか。また、LEDに更新した場合に、電気料金をどれだけ削減できるのか試算はされているのでしょうか。

次に、水銀ランプのLED化についてお聞きします。

水銀ランプの製造、輸出、輸入は2020年までで、2021年からは禁止されております。現在、使用自体は禁止されていませんが、禁止となると必然的に市場の流通がなくなっていきます。中には、メタルハライドランプ、ナトリウムランプのように製造が続いている物もありますが、LED化を進めたほうが電気料金やランプの寿命などを考えるとコスト面で削減につながると考えますが、今後の水銀灯のLED更新についての考えをお聞きします。

また、公共施設等のLED化については、国の補助事業においても公共施設の脱炭素

化の取組に対するものがあり、村の施設管理計画に脱炭素化事業を盛り込むことで、有利な起債を充てることができるため、計画的にLED化を進めれば、村単独の予算を抑えながらLED化を進めることができると思いますが、どのように考えておられますか。

ほかの町などでは、その事業を活用し、いち早く更新をしておられるところがあるとも聞いています。

事業期間は令和7年までと言われておりますが、地方財政措置、公共施設等適正管理推進事業債、充当率・90%、交付税措置率・財政力に応じて30%から50%と言われております。

ほかにもLED化を進めていく上で有効な事業があると思いますが、一度確認していただきたいと思います。

次に、除雪全般について質問いたします。

まずは、村内を通る県道の総延長はどれだけのなか。また、村道の総延長はどれだけのなか。車道と歩道が区別されている道路の総延長はどれだけのなか。また、それらの除雪体制は、業者・個人、除雪区間の区割りについて説明ください。

次に、除雪に関してですが、歩道のある道路については、ほぼ歩道除雪が行われると思いますが、道路除雪しか行われていない通学路については、児童生徒の安全確保をどのように考えておられるのでしょうか。

横断歩道や踏切についても、除雪後の雪が堆積し横断ができないとか、容易でなかったとか聞くが、通学時間前に、今後の積雪予測も含め、巡視や現状確認が必要と考えますが、当局の考えをお聞きします。

誰かの話で、「事件は現場で起きているんだ」とか、「事件は会議室で起きているんじゃない。現場で起きているんだ」とか言われています。雪は会議室で降っているんじゃないんです。フードをかぶり、前も見えないような吹雪の中を歩いている子どもたちの頭上から降っているんです。そんなことを言いたくなりますが、そんな子どもたちのために、行政、そして大人が手を貸してやらなければならないと思います。

今回の豪雪によって休校された学校もあったが、積雪量、今後の積雪予想、道路状況によって休校の判断や、車の通行量が少なくなるまで始業時間を遅らすなどの考えもあったかと思いますが、そのような判断は、いつ誰がどのようにして最終的に決定されるのかお聞かせください。

また、保護者からは学校に対して、踏切の遮断機が上がらない、下りたままであると

か、直接学校のほうに除雪に関しての要望や苦情があったと聞きますが、そのような話を学校と教育長の間では情報共有ができていたのでしょうか。

このような話は学校というより行政が受ける話だと思いますが、今後の連絡体制や対応について、教育長はどのように改善していかれるかお答えください。

当然、保護者の理解も必要だと思いますが、今回のことを振り返って、育成会と意見交換をされてはいかがでしょうか。育成会のほうも望んでおられますし、また通学路についても、保護者で除雪というような決まりというか、そのような話を聞いておりますが、物理的には無理なのではないかと考えます。保護者の理解を得るためにも、早めの意見交換が必要と感じます。

今回の危機管理対応については、大雪・暴風雪警報は、地震などと異なり、事前に気象庁、国交省から予測発表がされており、事前に危機管理体制を整えることが十分できたと思いますが、学校や除雪業者など関係者による対策会議等が行われたのでしょうか。

特に今回は、J P C Z（日本海寒帯気団収束帯）が停滞する北陸周辺は大雪になるおそれがあると言われ、風が強く猛吹雪となることがあるため、積雪の急増や視界不良に厳重な警戒が必要であると言われていました。

学校は平常どおり行われ、交通事故やけが人もなかったと思いますが、今回の判断は、これでよかったと考えておられますか。

今後もJ P C Zと同様に、線状降水帯やゲリラ豪雨等の発生が今まで以上に多発することが懸念されます。今後のためにも、除雪体制を含めた危機管理マニュアルの見直し、学校の対応など、きめ細かなマニュアルづくり。そのマニュアルを絵に描いた餅ではなく、スムーズな行動につなげるためのシミュレーション等を行い、2段構え、3段構えの体制づくりで対処していく。それが急務と考えておりますが、いかがでしょうか。

もう春はそこまで来ています。雪のシーズンも終わり、喉元過ぎれば終わったとは考えず、今のうちに備えを整えるべきと考えます。

全国で防災対策の強化が急がれていると言われていた今、舟橋村においても、遅れることなく、持続可能で安心・安全に暮らせる村、そして何より信頼される行政づくりをしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 7番前原議員のご質問に回答をさせていただきます。

まず、今ほどのご質問にもありましたが、蛍光灯の製造、輸出入は2027年末をもって段階的に禁止されるということでありまして、電球形蛍光灯は2027年1月から禁止、直管蛍光灯は2028年1月から禁止となっております。製造、輸出入が禁止であり、流通在庫の販売や購入、使用は禁止されるというわけではなく、いわゆるLED光源への変更をせざるを得ない状況に、日に日になっていくということでございます。

踏まえて、村内の各施設の更新パーセントに対してのご質問ですが、全ての光源個数をカウントしているわけではございませんが、概算での回答となります。

まずは役場と舟橋会館ホール以外に関しては、過日交換作業を完了しており、99% LED光源であるという状況です。舟橋会館のホールに関しては、特殊な光源であること、そして天井面が特殊な形状であることから、現在、未実施となっております。次いで、図書館に関しましては、来年度更新工事を実施予定となっております、パーセントの回答は控えさせていただきます。小中学校は、体育館が既にLED光源への交換工事が完了しており、校舎に関しては令和8年度以降の予定としております。

本年度、地球温暖化対策実行計画を策定いたしましたので、本年度ございます脱炭素化推進事業債のような制度があれば、そちらを利用して更新工事を進めてまいりたいと考えております。そのほか、上水施設等の村施設に関しましては、現在、玉切れが起きた際に順次交換を進めておる状況でございますので、進捗としては極めて低いパーセントとなっております。

続いて、電気料金の削減試算についてですが、役場並びに会館（ホール以外の会館施設）での試算情報がございますので、お答えをさせていただきます。

この数値に関しましては、工事業業者が施設内を一つ一つ光源設備を確認し、概算を算定いただいた数値となっておりますが、役場庁舎内においては年間約95万円の削減、舟橋会館においては約136万円の削減と試算が出ております。

続いて、国の補助事業については、先述のとおり、現在は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行われる再生可能エネルギー設備等の整備、公共施設または公用施設のZEB基準への適用、省エネルギー改修及びLED照明の導入並びに電動車の導入に係る地方単独事業を対象とする脱炭素化推進事業債というものがございますが、本年度計画が策定され、来年度以降利用が可能となっております。ぜひとも利用に適した箇所、施設があれば、利用を検討したいと思っております。

そのほか、現在民間のサービスにおいても、今ほど申しあげました国の制度と変わらないほどの負担で更新ができるサービスもございますので、適宜比較を行いながら、今後実施を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解のほど賜りますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 7番前原議員の除雪全般についての質問にお答えいたします。

村内を通る県道は、車道で、令和5年4月1日現在の富山県道路現況調査資料によりますと7,121メートル、歩道は6,292メートルと表記されております。また、村道は、同じく令和5年4月1日現在の村道路台帳によりますと、車道は2万5,771メートル、歩道は5,823メートルとなっております。単純に約2万メートルが歩道のない道路となります。

令和6年度は融雪装置の設置してある8,000メートル以外の車道について、6つの業者及び個人に、歩道につきましては、シルバー人材センターに委託して、住民の通勤・通学の確保に努めてまいりました。今冬は久々に大雪となり、住民の方に大変ご迷惑をおかけいたしました。

歩道の設置していない道路や幅員の狭い道路についての今後の対応については、毎年、教育委員会主催の通学路安全推進会議等により、危険箇所については指摘を受けてございます。指摘を受けた箇所については、速やかに改良等を検討してまいりたいと考えております。

歩道除雪に対しましては、真夜中に除雪作業をしていただき、朝の通勤・通学帯には除雪が完了しております。明け方から降り積もる雪で除雪が必要となった場合、オペレーターさんに連絡を取り、出勤することも可能であります。昼間は歩道を歩く人がいて大変業務が難しいことをご理解願います。今年度は数回、昼間の歩道除雪をしていただいております。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、大雪に対する対応についてのご回答をいたしたいと思っております。

それでは、議員お尋ねの大雪の対応等についてでございますが、大雪などの気象によ

る災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雪などの災害を引き起こす現象が加わることで発生します。また、その際、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なってきます。

今回の大雪などの自然災害への対応では、気象庁が発表する気象警報・注意報等、また本村の小中学校にはあまり影響しませんが、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を検討します。この判断については校長が行いますが、決定までには教育委員会と連絡を密に取っております。

今回、本村の登校については、通常どおりの登校ができるという判断で、通常どおり授業を実施いたしました。

また、児童生徒の在校時の場合には、通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、授業の打切り、集団下校、保護者への引渡し、学校待機等の対応を行ってきているところです。今回も、中学校では前日の部活動を中止して早めに帰宅を行っております。

このような場合は、本村は安心・安全メールで早急に保護者に連絡を行うとともに、児童生徒の安全に関して、配慮していただくことを伝えております。

さて、今回の大雪により、臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を取った学校があったということは承知しておりますが、先ほどご説明いたしましたように、地理的条件やスクールバスや公共交通機関を使った通学を行っているなどの条件の違いによるものであり、本村の小学校では臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を行わなかったというふうに認識しております。

次に、今回地鉄電車の遮断機が上がらなかった件ですが、情報は入っております。この件については、7時20分頃のこと、児童生徒の登校前であり、その後に、通勤路として通っている職員は問題なく通れたと確認したので、特に対応を行っておりません。

通学路の一部の除雪がされていなかったということについては、学校からの情報は上がっておりませんので、把握しておりません。

また、今回のようなことが学校に情報として上がった場合は、教育委員会を通し関係課に連絡し、対応をお願いすることにしております。

教育委員会と育成会との意見交換会についてですが、意見交換会の要望があれば対応をいたします。

なお、今年度、育成会から教育委員会に対する要望書が提出されるようになりましたので、その際にでも意見交換の時間を持つことができるのではないかというふうに考えております。

防災関係の危機管理マニュアルですが、小中学校ではそれぞれ個別にマニュアルを作成し、それにのっとって対応しております。そして、それにのっとった避難訓練等も年間行っているところであります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） まず、LEDの答弁に関しましては、村長の説明にあったように、順次進めていっていただきたいなというふうに思っております。

除雪に関してですが、先ほど校長のほうで判断、教育委員会にも相談があるというような話でしたが、学校の校長、そして教員の皆さんというのは、舟橋村の現状を全く分からない段階で、判断は不可能だというふうに思っております。

校長が判断をするとすれば、教職員——教職員も舟橋村外ですので、学校に通うのにふだん30分しかかからない教員が、例えば2時間、3時間かかるかもしれない。そういう場合には、授業にちゃんと間に合うように早めに出てくるとか、ほかでは、また、遠いところに住んでいる方、生徒に迷惑をかけたらいけないので、ホテル泊まりをして学校に通ったというような話も聞いております。

校長とすれば、そのような教員に対しての調整とかが必要だと思いますが、現状を分かっていない校長に任せるといような話でしたが、それはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っております。

あと、教育、例えば梅雨どきだとか雪の降る前に対しても、子どもたちに安全教育とか防災教育というものもやっぱり取り入れていくべき時期に来ているんじゃないかなというふうに思っています。そうすることによって、生徒の意識も上げられると思いますし、何かあった場合の対応にも、子どもたち自身で対応できるようになっていくんじゃないかというふうに思っております。

ただ、授業との兼ね合いでどうしてもそういうことができないというふうな話であれば、保護者、生徒向けに写真や図解などを入れて、そのシーズン前、雪が降る前には、雪が降った場合の対応だとか、雨が降る時期になれば、どこが増水するとか、ここが危ないよとかというようなことを図解して教えてあげれば、父兄もありがたいかなという

ふうに思いますので、そういうふうなもので意識づけをしていただければというふうに思っております。

また、富山県の学校で、教育委員会のほうで、先ほどホームページとかで舟橋もやっているというふうに言うておられました、富山市の教育委員会でも、幾つもの学校を抱えておられるところ、今調べたのは小中学校合わせて7つあるところですが、それは教育委員会、事務局のほうで、学校が通常どおり行われているとか、休校にするとかという話もきちっと把握しておられますし、また、先ほど言うていました、学校のほうに連絡があるという話ではなくて、ここでは、ホームページでは、教育委員会総務課、学校教育課のほうにご連絡くださいということで、学校のほうに連絡が行くという形ではなく、きちっと教育委員会でもそのような対応をしておられるところもございました。

また、県外ですが、校長先生が豪雪に対してホームページでコメントを出しておられます。ちょっとこれを読ませていただきますと、これを言うて東北だということ分かるかもしれませんが、「誰も悪くねえーだよ。みんな、頑張ってたんだ。大雪が続いたんだよ」。少し飛ばしますが、「大変な豪雪。毎日降り続く雪と除雪作業。降雪時には、なぜ臨時の休校にしないのか。子どもたちが事故に遭ったら、誰が責任を取るのかなどのお叱りをいただきました」。また、飛ばします。「教育委員会としては、学校がそれぞれ異なる環境下にあるから、一斉の休業、休校は指示せず、各校に任せました」。今教育長が言うておられたとおりですが。

1村1校しかないこの舟橋村で、例えば範囲も広くて、山もあれば平地もある。そういうようなところでの判断というのは、全て教育委員会では把握できないかもしれませんが、1村1校。子どもたちが歩いてくるのに、1年生が1キロ雪の中を歩いてくるようなところもあります。

そういうところというのは、きちっとやっぱり教育委員会のほうで把握してやってほしいと思いますし、ある親御さんが言うていました。「1年生の子どもが帰ってきたら、長靴の中、雪でばんばんで、長靴も抜けんかって手伝ってあげたよ」とか、そういうような話を聞きました。

そういうようなことを考えると、もう少し子どもたちに優しい気持ちで対処していただければありがたいなど。大人の答弁というよりも、子どもの立場に立って答弁をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

例えば、その学校の通学時、もちろん保護者にも協力をいただきながら、やっぱり、先ほど言いましたが、この保護者とのコミュニケーションをしっかりとっていただきながら、保護者に通学の同行をお願いしたり、また集団下校なんかの場合ですと、先生が集団下校、一緒についていていただいて、見届けてあげたりするというのを。

そういうことも、子どもたちにとって、やっぱり優しい舟橋村、子育ての舟橋村というふうに見ていただけたらと思うんですが、そういうような細かなことを大人目線で答弁するんじゃなくて、子どもの目線に立ってしっかり答弁していただきたいというふうに思います。

すみません、これ、質問になったか、意見になったか分かりませんが、もし答弁いただければ、答弁いただきたいなと思います。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、前原議員の再質問に対して答弁をさせていただきたいと思います。

校長が判断をするというのは、学校教育法施行規則第63条にて述べられておりまして、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない」。つまり、校長判断によって、臨時休業、休校は取れるということになっています。

ですので、今回の場合は、校長も判断をいたしますが、教育委員会と連絡を密にした形で、最終的には取るということになります。

それから、おっしゃるとおり、教師が舟橋村の教師ではないということで、数年前大雪があったことがありました。成人式も中止になったというときがあったと思うんですが、その際は、子どもたちは学校に来られましたが、先生方が学校に来られないという状況が起きました。

その際、休業という措置をどの市町村も取ったというふうに思いますので、そういうことも把握しながら、校長は判断をしているとお考えいただければありがたいと思います。

それから、防災教育に関してですが、先ほど危機管理マニュアルに沿って避難訓練を行っているというようなところをお伝えしたかと思いますが、その際、避難訓練の際には、防災関係のことについて子どもたちに話をしているということになります。

例えば北朝鮮がミサイルを発射した場合、こういう場合がありましたが、そういうことはどうするのかというようなことも、学校の中で指導をしているという現状でございます。

それから、学校に連絡が入ってきたというようなことでありますが、学校の中には携帯電話を持っている教頭がおりまして、そちらのほうに電話がかかってくるというようなことになっております。

現在小学校のほうは、時間によって電話が通じないという留守番電話機能を使って対応していると思います。これは教員の働き方改革によるものでありまして、緊急の場合は教頭が持つ携帯電話に電話をかけるということになっております。

そしてまた、教育委員会のほうにも携帯電話がありまして、そちらのほうにも緊急の場合、連絡できるようになっております。

さて、もう一つ、子どもに優しい考えをとられました。

確かにそのとおりなんですけど、雪国・富山ということを考えると、果たしてどこまで子どもへの優しさを見てあげればいいのか。先ほど前原議員さんがおっしゃいました、長靴の中に雪が入る。これは子どもの経験上必要なことではないかと私は考えています。どこまで子どものところの成長を見てあげるのか。そのためのことと、今ここで話になっています安全・安心ということの2点をうまく判断しながら進めていく必要があるのではないかというふうに思っております。

文科省が述べていますが、登下校に関する対応については、基本的には学校以外が担うべき業務というふうにして、既に学校から切り離すということを伝えております。この点に関しても、まだまだ周知不足であるかと思っております。

子どもたちの登下校に関しては、当然教員のほうも考えないといけないんですが、基本的には保護者、地域が担うということになっておりますので、その辺りまた検討をしながら、子どもが安全に通学できるように心がけていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） 今ほど、学校から出たら、学校から切り離すという話が出ておりましたが、私、それは十分分かっております。だから、通学する道路とか、そういうところに関しては、どうなのかな。例えば、さっき言いましたが、前もって道路状況を確認

するとか、横断歩道が渡れない。横断歩道も渡れなくて、学校にどうやって行くのか。ある父兄は、横断歩道が渡れなかったから、横断歩道じゃないところに道をつくって子どもを歩けるようにしてあげたよとかと言って、やっておられる方も当然おられます。

教育長は、それは当たり前のことだと。自分のところの子どもが行くのに、除雪するが当たり前のことだというふうに思われるかもしれませんが、学校で、村の状況というのは、道路関係って把握できないんですよ。学校はやられて、別にいいんですよ。逆に、この道路状況だとか吹雪だとか、除雪もされていないような、一部そういう部分を歩いて学校に来るとのことというのはやっぱりきちっと把握をしてあげないと。

先ほど教育長のコメントでも言うておられました。誰が責任を取るのか。雪を踏み抜いて用水に落ちる。誰が責任を取るのか。私もよく分からないんですけども、そういうようなことというのは、やっぱり現場を分かっている人たちがきちっとした判断をしてあげないと。校長が判断しろとか、教育長が判断しろとかでなくて、やっぱりきちっとしてあげるべきだ。

だから、子どもが長靴に雪、そういう物が入って、それは子どもの教育だ、子どもの経験だと。それはそれで間違っていないというふうに私も思いますが、それ以前の問題で、やっぱりきちっとしたことをきちっとしてあげて話をされるとというのは分かるんですけど、ただ今回のような、こんな雪というのはめったにないがですよ。ないですけども、そういうことがあるということも想定しながら、やっぱり進めていっていただきたいなというふうに思います。

今子どもの話をしましたが、お年寄りも一緒ですよ。多分ああいう状況では、お年寄りが外出で……。だから、不要不急の外出をするなど気象庁とかでも言うておったんですよ。それは子どもたちも言われておると一緒ですよ、不要不急の。学校は不要不急には当たらないと思いますけれども。だから、そういうようなところも、やっぱりきちっとした対応で進めていっていただきたいなと。

何かくどい話になりましたが、そういうような村であってほしいなというふうに思います。

対応が悪かったとか、追いつかないというのは十分分かります。けども、何か腑に落ちないところがあったので再々質問させていただきました。すみません。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 前原議員の再々質問についてお答えをしたいと思います。

前原議員さんのおっしゃることは当然のことと、私も認識はしております。

現場が分からない。そのときは、どこの校長でも、学校の周りの現場は当日分かりません。

つまり、誰が一番分かるかということ、地域の人たちであります。学校へ歩いてこいというのは通常のことではありますが、万が一步けないような状況であれば、保護者が車で送る、送迎するということも考えられることでもあります。

ですので、一概に学校判断でと言われると少しあれなんですけど、保護者も判断をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） すみません、議長にお許しをいただいたので、3度目の質問させていただきます。

もし通えなかったら車で送迎をしましょうと簡単に言われますけれども、集団登校でそれぞれの親がそれぞれの子どもを送っていったときに、1人だけ集団登校だったと。みんなが集まるまで、その子がそこで待っている。親に送っていってもらったとかという話を、誰が誰に伝えてあげるんですか。

だから、そういうところが、言葉では、いや親が送ればいい。そのとおりだとは思いますが。ただ、集団登校というのはみんなで行くわけであって、1人、2人残された人間がみんながそろろうのをそこで待っているような状況というのは、間違いなく生まれる話じゃないですか。

そういうようなところというのは、ただそういう話じゃなくて、もう一步奥にもそういう話があるんじゃないのというようなことを……。

すみません、答弁は要りません。私はやっぱりそういうふうに思います。

○議長（古川元規） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 6番竹島貴行です。私は一般質問として4つの質問を通告しております。

質問を始める前に、現在の国民、村民が生活苦に追い込まれていることに触れたいと思います。

私の認識では、円安による原油、ガス等の輸入価格が上昇し、結果、ガソリン等のエネルギー価格の高騰が電気料金の値上げにつながり、生活物資値上げの連鎖で物価高騰

が収まらず、庶民は生活苦に追い込まれました。政府は原油元売り各社へ価格抑制の助成を行いましたが、それでも物価抑制効果は見え、政治責任が果たされたとは思えません。その状況下で庶民は生活維持に振り回され、四苦八苦させられている感じがしています。今の政権に至っても物価の高騰は続き、庶民生活の改善に光は見え、政治は庶民のためにあると思っていた一人として失望しています。

片や国は、国民から搾取した税金で潤い、過去最高の税収となっています。地方自治体においても、その恩典を受け、各自治体の新年度予算規模は過去最高と報じられています。国政に身を置く政治家の人たちは、国民向けに、政治の使命は国民の生命と財産を守ることだと軽々に言いますが、政府が国民から搾取した税金を諸外国や外国人にばらまく姿を見せられている国民は、国政への不信感を募らせているのではないかと思います。

しかし、私は、政治の本質はやはり国民の生命と財産を守ることだと思っています。そして、村民の間近で政治に携わる一人として村民の皆さんに寄り添い、生命と財産を守る責任を念頭に、皆さんと伴走したいと考えています。

また、本日は東日本大震災から14年目であります。村長はこれまでいろいろな企業と災害連携協定を結ばれてきております。これは非常に評価されるべきものでありますが、これがいざというとき、非常時どうなるのかという検証も必要ではないかということをご提言しておきます。

前置きは以上として、質問に入ります。

1番目の質問として、舟橋村では3月16日に執り行われる成人式挙行日程について、これを教育長に伺います。

新型コロナが令和5年5月から最も危険度の低い5類に移行され、富山県内15市町村の大半が、昨年より1月の成人の日に合わせて成人式を挙行しています。これは全国的な動きでもあります。新成人たちは、全国の新成人同様、1月の祝日である成人の日に合わせて挙行してほしいという思いがあっても不思議ではないと思います。しかし、舟橋村には成人式「はたちのつどい」開催に独自の考えがあるのであれば、村民の皆さんにも考えを共有できればと思い、日程判断を伺うものであります。

2番目の質問として、テトラについて伺います。

亡き早川教育長が起案され、地域と学校が連携し舟橋村の子育てを取り組むため、地域と学校のつなぎ役を担うとうたったテトラが発足しました。当初は土田先生が中心と

なり事業が遂行されましたが、早川教育長が退任され、後を託された土田先生が教育長に就任されました。その後、テトラ事業を推進するため、新たな体制として地域学校協働活動推進員が任命されたことが2024年の広報5月号で紹介されています。

その後の事業展開はどのように取り組まれてきたのか、そして今後どのように取り組もうとしているのか。

子育て政策の一環として地域連携を推進するという大切な観点からも、村民の理解と協力が望まれることは、言うまでもないことだと考えます。

テトラが目指す趣旨と地域学校協働活動推進員の任命趣旨の意味合いがうまくかみ合い、政策としての事業成果を大いに期待したいと思います。なぜなら、舟橋村の将来において、村長がキャッチフレーズで使う「光りかがやく舟橋村」を創生していくためにも、地域連携による子育て政策推進が大きな要になると考えるからです。

これが実現できるかどうかは舟橋村活性化の大きなキーポイントに成り得ると考え、大きく期待します。

また、子育て関連の観点から、学童保育施設との連携も地域連携推進の一助になるのではないかと考えます。

以上について、教育長の所見を伺います。

3番目の質問として、舟橋村の公共交通について質問します。

村長は選挙公約で自動運転バスの運行を掲げられていました。任期も半分が経過した今、この公約をどのように考えているのかをお聞きします。

私は、村長が公約に掲げた自動運転バスを舟橋村の公共交通政策につなげられないものかと考えています。舟橋村の公共交通とは、すなわち村民の交通移動手段と捉え、富山地方鉄道路線の経営存続問題や高齢者の運転免許自主返納に伴う生活支援事業も関連があると考えています。

富山地方鉄道に対し、舟橋村は新年度予算に、これまで同様、輸送安全設備整備費補助や物価高騰対策補助として800万円強の予算を計上しています。それは、現在の路線は舟橋村の公共交通手段として村民が利用しているからで、これまでどおり村の補助はあり得るだろうと考えていますが、今騒がれている路線存続のための沿線自治体による5億円補助の配分問題について、沿線自治体首長でつくる富山地方鉄道支援協議会の路線分科会から舟橋村が排除され、問題協議に加わっていない話を漏れ聞くと、舟橋村は分担金だけを出すATM扱いかと言いたくなり、舟橋村の独立性も軽視されているの

ではないかと村民の一人として協議会に異を唱えたくになります。

地鉄の問題は、人口減少社会の中で車社会が当たり前の現在、鉄道利用客が減少し、現場職員への過度な負担と保線や運行の人材不足、高齢化問題、そしてこれまで鉄道の赤字を補填してきたバス事業が昨今の運転手不足により衰退し、鉄道事業への穴埋めができなくなってきた等が鉄道経営の成り立たなくなった要因と憶測しますが、先日も鉄道運賃の値上げが報道されました。これにより、乗客の鉄道離れが加速し、採算の悪化と、さらなる支援要請を私は心配します。

地鉄問題は今後の協議を見守ることとし、本筋の公共交通について話を進めます。

今回の質問は、舟橋村として公共交通をどう考え、政策を実現していくかが趣旨です。

公共交通手段は時代の流れとともに概念や形態が変わってくることは、歴史が証明しています。私は全国市町村議会議員研修会に参加し、南砺市の田中市長の講演を拝聴してきました。田中市長は人口減少社会で自治体公共交通問題に取り組み、全国で150の自治体が加盟している全国自治体ライドシェア連絡協議会会長として精力的に活動されています。この協議会には、富山県から南砺市、射水市、そして舟橋村の3自治体が加盟していることの紹介を受け、驚きましたが、この協議会に加盟している舟橋村の一面に触れたことをうれしくも感じました。

そして、講演内容から、私は舟橋村が取り組むべき公共交通の形態は、村長の公約実現のためにも、村民の公共交通手段をつくり出す上でも、この公共ライドシェアにヒントがあると感じた次第です。

質問通告書に、見えづらい、黒っぽい写真を添付しましたが、これは全国自治体ライドシェア連絡協議会の加盟自治体を示すものです。この舟橋村も加盟している公共ライドシェアについて説明を求めます。

もう一つの高齢者の運転免許自主返納に伴う生活支援事業についてですが、村は65歳以上の運転免許自主返納高齢者に「日常生活支援」と称し、年間6万円のタクシー料金をチケットとして助成するため、50名分を予算計上しています。

ここで私は村に考えていただきたいことは、運転免許を返納された方は、これまで個人の都合だけで車を運転されていたのだろうかということです。時には、家族のためや知人のためにも自家用車を運転されていたのではないのでしょうか。そう考えると、運転免許を自主返納された方の周りに、返納された方に交通移動を頼っていた方もいらっしゃるのではないかと考え、返納によって村民の中に影響の出る人もいるのではないかと考え、

この事業を掘り下げて考えるべきではないかと思うのです。その意味で、この件も村の公共交通に関連して考えるべき事業だと私は考えます。

公共交通を富山地方鉄道に偏るのではなく、変わりゆく時代の中で、舟橋村としての公共交通政策をどう実現していくか、村長の所見を求めます。

4番目の質問として、上水道のインフラ整備・維持について聞きます。

道路法等に基づき5年に一度の橋梁点検調査業務委託費が令和7年度予算に盛り込まれています。また、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、村長は早々に下水道幹線上の道路の点検を実施され、異状は見受けられなかったことをSNSで発信されました。

この対応は住民の皆さんの安心にもつながり、評価されるものですが、安心の観点からすると、SNS以外でも幅広く広報できれば情報として生きるのではないかと思います。

下水道関連は中新川広域行政事務組合議会の議員に譲るとして、私は上水道に関して質問します。

能登半島地震で被災地の給排水インフラ設備に甚大な被害が生じ、断水が13万6,000戸強に及んだことが報じられています。しかし、いまだに完全復旧されたとは聞いていません。

地震から1年以上が経過した今、被災者に対する同情論は数多く聞かれますが、被災地ではいまだに取り残された多くの被災者が存在することに心を痛めるとともに、復興が遅れている現状は、震災当時に万博と復興を両立させると妄言した総理大臣が、復興予算を予備費で軽く処置しようとしていたことが忘れることはできません。それが現状の復興の遅れの大きな要因だと思っていますが、今の政権に代わっても、前と同様の政治実態を見せられ、復興が前へなかなか進めない、責任能力のない政治に腹立たしささえ感じてしまいます。

先日の新聞に、財務大臣と国交大臣が令和7年度予算に、能登半島地震の教訓から自治体の計画耐震化を進めるため、上下水道耐震に財政支援を強化する目的で110億円を計上することが記事になっていました。

担当課長に、舟橋村の上水道インフラの要である配管の耐震化状況の現状について説明を求めます。

次に、村の重要インフラである上水道配管設備の耐震化の現状を踏まえ、計画を立て

耐震化の推進を行うべきと考えますが、この点、村長の所見をお伺いいたします。

以上4点について、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、竹島議員の質問について、成人式の挙行日程とテトラについて、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、「成人式」という名称から「はたちのつどい」という名称に変更されたのは、令和5年からでございます。令和4年4月1日に、18歳成人というふうに、成人が18歳と定められました。その結果、これまで行っていました二十歳という成人式のものが、はたちのつどいへと変更になったわけでございます。

本村では2021年（令和3年）1月9日に成人式を行う予定にしておりましたが、大雪のため、当日中止となることになりました。次の年、令和4年は、例年どおり1月開催で成人式を実施いたしました。

令和5年から成人式の名称を「はたちのつどい」に変更するに伴い、開催期日の見直しを図り、現在、3月第3週の日曜日の開催となっております。

開催期日の見直しに当たっては、1月開催では、足元が悪く、大雪による中止等の影響が大きいこと。寒さが厳しいこと。県外の大学在学者は正月から一度大学へ通学し、再び戻ってこないといけないこと。3月開催は年度の変わり目で帰郷しやすいということなどを勘案して決定いたしております。

令和5年の開催は午前中の開催でありましたが、短大の卒業式と重なることがあり、令和6年からは午後の開催に変更いたしました。本年も3月16日日曜日午後2時から予定をしております。

期日の変更から2回を開催しましたが、これまで変更に伴うご意見をお聞きしておりませんが、晴れ着のレンタルの時期がずれている点や、午後からの開催変更で、当日の準備に余裕があるという声を聞いております。

続きまして、テトラについてでございます。

舟橋村では、令和3年4月1日より、学校と地域を結ぶ取組として、文科省が進める地域学校協働本部、通称「ふなはしテトラ」を設置し、3名の活動推進員を教育委員会が任命しました。

活動推進員のうち1名は、統括的な推進員として教育委員会に籍を置き、常勤としてその役割を担いましたが、早川教育長の死去に伴い、常勤の推進員がいない状態が続い

ています。そのため、現在は新たな活動を進めることが難しくなっているところであり
ます。

現在取り組んでいる活動としましては、週2日夜間に実施しています小中学生の学習
会、小学校の花壇整備や休み時間の見守りを行っている「がっこうてつだいたい」の組
織づくり、地域の安全を見守る「ながら見守り隊「ふなはしビレッジーズ」」の活動
の推進、サケ等の放流に関わる細川の清掃活動、中学2年生が実施しています14歳の
挑戦事業に協力いただく事業所の開拓と折衝などでございます。

今後できるだけ早く常勤の統括的な推進員を配置し、学校協働活動の見直しを図ると
ともに、地域住民にふなはしテトラの周知を図り、学校を核としながら地域住民が連携
を強めた地域づくりをより一層進めていただきたいというふうに考えております。

また、学童保育施設やこども園との連携も視野に入れた活動も考えてまいりたいとい
うふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 6番竹島議員の公共交通についてのご質問に回答をさせていただきます。

自動運転バスの導入については、その可否を令和7年度中に示すということで公約の
一つに掲げさせていただきました。公約に掲げるということは、その可否を問うという
よりも、私としても、ぜひ導入を前向きに検討していきたいという思いはもちろんござ
います。

現在は、先般実施いたしました住民アンケートから、現在と未来のニーズ等を図り、
費用対効果等々を勘案し、その方向性をお示ししたいと考えております。

自動運転バスは、総じて公共交通の施策でありますので、仮に導入しないとなった際
においても、公共交通を決して設けないということではないものとしております。

現在、日本の各地において多くの公共交通施策が、実証実験並びに実施がなされてお
り、その一つにライドシェアが挙げられます。

ご質問の中にもございました公共ライドシェアはそのカテゴリーに分類されるもので
あり、民間ライドシェアとは異なり、市町村やNPO法人などが運営の主体となり、自
家用車を用いて有償にて旅客運送を行うことを公共ライドシェアとされております。

現在、舟橋村は全国自治体ライドシェア連絡協議会に加盟しております。本組織は国

内でも先駆的に取組を進めている自治体が多く加盟しておることから、いち早く情報を収集することが可能となっております。その旨、私自身、本協議会内の自治体の動向を注視しておる状況でございます。

舟橋村の公共交通については、自治体の小ささや地方鉄道沿線上であることを踏まえると、ニーズの高い場所や施設への運行はもちろんですが、そのほかの遠方かつ多方面への運行は適していないものでないかというように考えております。

舟橋駅をハブとし、そのほかは要所となる箇所への運行程度とする施策が最適解であるという考えの下、今ほど申し上げましたライドシェアなど、そのほかの公共交通施策も考えながら、択一的な選択ではない、そして村外の既存の公共交通との掛け合わせを行いながら、どのような公共交通施策が最適なのかを、今後検討を深めていくことが必要であると考えております。

あわせて、免許返納制度について、今ほどご質問にもございました。

ご指摘のとおり、運転者がそのほかの方を乗せてどこかへ移動するという機会もあったかと思いますが、こちらのタクシー利用券においては、その本人様と同乗する方に特段限りは設けていないため、一定程度のニーズには対応できるものと考えております。

来年度、タクシー利用券の補助の実施を進めながら、利用者に、利用の頻度であったり自由度、そして満足度等々を改めて適時確認を行いながら、よりよい制度に磨き上げを行っていきたいと考えておりますので、議員各位におかれても、万が一お近くの方でこの対象となる方がいらっしゃいましたらお声がけいただきまして、そのお声を当局のほうにお伝えいただきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 6番竹島議員の上水道のインフラ整備・維持についての質問にお答えいたします。

今現在、村全体の管路2万7,235メートルに対し、耐震管は4,123メートルで、管路の耐震化率は15.1%であります。大変低い数字となっております。

そこで、令和7年度において管路耐震化・更新計画策定業務を委託する予定としております。

更新基準年数で管路更新を行った場合、仮の話ですが、2024年からの約40年間で21億円の費用がかかることが予想されます。そのため、極力コストダウンしつつ効

率的に整備していくため、耐震補強継ぎ手と耐震継ぎ輪による既設管の継ぎ手部の補強に特化した手法で検討してまいりますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（古川元規） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） ただいま、答弁ありがとうございました。

まず、教育長の答弁につきましては、大方理解させていただきました。ありがとうございます。

公共交通について、私は再度質問を重ねたいと思います。

これについて、私が聞いてきた公共交通ライドシェアについて、ちょっと村長との認識が違うと思います。

私が聞いた内容におきましては、この舟橋村みたいに小さな自治体、エリアが小さい。その中での運行ではありません。舟橋村は、ほかの町や市と違って、公共のバスとかはありませんので、また設けても、狭い地域内で運行するなんていうのはあり得ないと考えています。

ただ、公共交通という観点から考えると、やはり行政枠外、枠を飛び越えて運行すると。これが今田中市長が会長を務めているこの協議会では、もう国ともそういう取決めで、できるようになりましたと。要は、行政区域内だけの運行ではなくて、行きたい人は行政区域を超えて、ライドシェアで行くと。そこに舟橋村としては、デマンドも含めて考えていけば公共交通として成り立っていくのではないかと、将来のサービスとして。

だから、既成の、今ある形にとらわれるのではなくて、そこには当然村民の皆さんの協力も必要になってくると、ライドシェアですから。そこに村がどういうふうに関わっていくかというか、そういうことを政策として考えられるべきであろうと。

自動運転バスにおきまして、将来的に十分採算が合えばいいのですが、これもやはり舟橋村のネックになってくるのは、どうしても狭い行政区域に縛られるということです。

今後人口減少並びに高齢化が進んでいく上で、日常の移動を希望される方というか、それは増えていくんだろうと。その手段をどういうふうにするか。なおかつ、既存の交通手段がどんどん、どんどん、人がいないという、人材不足で消えていくという、これもこの歴史の流れではないかなというふうに思っております。

ただ、こういうサービスは永遠にあるものでありますので、いろんな形を考えていく

べき。舟橋村がやはりこの置かれた状況下で、先陣を切っているいろんなことにチャレンジしていくことも、これはいいことじゃないかなというふうに思います。

そのことが、村長が言う「光りかがやく舟橋村」。私は初めから、この舟橋村が人に選ばれる村、住みたい村、住みよい村、住んでよかった村の実現を思いながら、これまで来たつもりでおります。だから、それは村長と共通する部分でもありますので、要は人が人を大事にする、そういう村でありたいというふうに思います。

全国の議員研修会に行きますと、全国の議員さんたちの話を聞いていますと、やはり自治体によって状況が違う。大概、舟橋村と違って、人口減少は少ないよというところは、大企業があったりとか新たに企業進出がある。そういうところが、舟橋村と同じような人口減少というか、減らない、そういう自治体です。

だけど、舟橋村は違いますよね。大企業もないし、特段観光地もない。だけど、やはり舟橋村が成り立つのは人による、人がいるから成り立つという、そういうことだと思います。そこをちょっと今後も一緒に考えられたらなというふうに思っております。

あと、上水道につきまして、これも今後21億かかる、費用がね。そういうふうな答弁をいただきました。

将来計画について委託するというふうな課長からの答弁がありましたが、村民の皆さんにも、どれだけ耐震化が進んでいて、今後の計画を、どのようにその耐震化を進めていくんだということも示していただきたいなというふうに思いますし、これは本当に重要なインフラだと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もし私が今申し上げたことで何かご意見があれば、答弁としてよろしくお願ひします。
以上です。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 6番竹島議員の再質問のほうに答弁させていただきます。

私の説明があまりよくなかったのか、ちょっとそごを感じさせてしまったのかなと思ひまして。今ほど竹島議員のおっしゃっておられる内容で、私の思っている内容とは違ひがなかったなというふうに思ひますので。

まず、ライドシェアに関しては、自治体の区域外に関して行けるということは認識しておひまして。ただ、自動運転バスを入れる、入れない。入れるとなった場合に、この自動運転バスをどのように運行するかという点において、公共ライドシェアという手法でやるのか、定期運行という形を取るのかというのは、今後検討が必要なのかなと思ひ

ております。

自動運転バス、もしくは普通の旅客バスを仮に導入したとして、同時に公共ライドシェアというものを何か別の手法で、定期コースを巡回する、そういった施策と、行きたいときに行きたい場所へ行くというこの公共ライドシェアと同時にやるというの、また一つの考えですし、何か一つというその択一的な考えではなくて、よりニーズに寄り添った形で、村民の皆さんの日常の足であったり、どこかちょっとたまには行きたいなという、そういった要望に応えられるような施策を設けていきたいというふうに考えておりますので、今ほど竹島議員の再質問の中には激励の部分もあったかと思っておりますので、また今後ともお力添えをいただきたいことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（古川元規） 次に、ただいま議題となっております議案第1号から議案第16号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 に つ い て

○議長（古川元規） 次に、日程第2 陳情についてを議題とします。

（陳情の常任委員会付託）

○議長（古川元規） 本定例会において受理した陳情3件は、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（古川元規） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時31分 散会